

第1

環境保全の推進

Ⅰ 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

環境問題は、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった公害問題から工場・事業所及び建築作業の騒音・振動や近隣騒音、不適切な照明等の使用による光害といった地域の生活環境に係る問題、さらには、温室効果ガスによる地球温暖化等の問題に至るまで複雑で多様化しています。

市では、環境測定データなどの環境に関する情報提供のほか、平成21年に改正された「省エネルギー法」により、公共施設の効果的なエネルギー削減を行ってきました。また、持続可能な社会をめざし、グリーン購入の推進や公共施設の省エネルギー対策事業(ESCO事業)の推進、スーパーエコ庁舎推進事業の実施に取り組むとともに、ISO14001(注1)や簡易版環境マネジメントシステムの推進、環境学習の実施等の取り組みを行ってきました。

このような取り組みにより、日本経済新聞社による「サステナブル度」調査において、平成19年度第1回調査では全国1位に、21年度第2回調査では第2位に、23年度第3回調査では第3位となるなど、環境保全活動に向けた事業や市民・市民団体・事業者と協働した環境保全の啓発など、今後も、地球環境に配慮した施策の展開が必要となっています。

(注1) ISO14001：環境マネジメントに関する国際規格。組織が自らの活動の環境負荷低減に、継続して取り組むことを規定しています。

施策の方向

持続可能な社会の形成に向け、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用拡大など環境に配慮した「サステナブル都市」の方向性を検討し、施策を推進していきます。平成12年に制定した「環境基本条例」に基づく、「環境基本計画2022」や「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の施策の展開を、市民・団体・事業者と市が協働して実施していきます。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを、教育施設にも拡大して導入し、環境への意識を高め、省エネルギーにつながる活動に取り組めます。また、環境基金を活用した、市民の環境への意識や行動を高めるような取り組み、エネルギーコスト・マネジメント(注2)による公共施設の省エネルギー対策など、さらなる施策を展開していきます。

公害防止については、広域的な連携や国・東京都への要請を行うとともに、市民の健康、安全かつ快適な生活環境の確保に向けて、公害発生の原因となる各種発生源対策を強化するとともに、管理体制の強化や公害の監視測定、指導体制等を一層整備していきます。加えて、東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射線の情報を国・東京都へ要請するとともに、市民の安全と安心を確保するため、状況に応じて市独自の対応を行います。

(注2) エネルギーコスト・マネジメント：電気やガスといったエネルギーの使用量測定・分析を踏まえ、機器・設備等の運転管理・改善によってエネルギー利用の効率性を向上させ、コスト削減を進める仕組みです。

Ⅱ まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	24,582	8,722*	8,363	減少

公共施設における温室効果ガスの削減を示す指標です。公共施設に省エネルギー・新エネルギー等の導入を進め、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガス総排出量を削減し、地球温暖化防止に率先して取り組みます。

※ 平成24年度末で環境センターが稼働停止となるため、平成25年度以降大幅な削減が見込まれます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
新エネルギー（再生可能エネルギー）導入助成による最大出力（発電量）の累積値	917kW	2,517kW	4,117kW	5,717kW

新エネルギー導入による環境負荷の低減を示す指標です。数値は、平成16年度以降の太陽光発電や燃料電池コージェネレーション(注3)等の新エネルギーによる最大出力量の累積値です。東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故等の影響を踏まえ、環境にやさしい新エネルギーの普及を進めます。
(注3) コージェネレーション：一つのエネルギー源（ガスなど）から、2つ以上のエネルギー（熱と電力など）を取り出して使うシステムのことをいいます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地球温暖化の防止のためライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギー等環境配慮型の生活に努めます。
- 市民は、周辺環境に配慮しマナーやモラルの向上に努めます。
- 市民は、環境への負荷軽減の必要性を理解し、サステナブル都市の実現に向けた施策に参画します。
- 事業者は、法令を遵守し、近隣騒音等の生活環境への配慮、環境負荷を低減します。また、環境に資する活動に取り組みます。
- 「みたか環境活動推進会議」は、情報発信や環境講座の開催などニーズに合った事業を実施し、市民の環境への意識や行動を高めるような取り組みを行います。

市の役割

- 市は、環境に関する情報の提供、環境教育・環境学習の場を提供します。
- 市は、環境基金を活用した事業の充実を図ります。
- 市は、公害発生の原因となる物質の排出を抑制する各種発生源対策を強化するとともに、公害の監視測定や指導體制等をより一層整備します。
- 市は、サステナブル都市の実現に向けた施策を展開します。
- 市は、年間の使用エネルギー量の集計を行い、エネルギー使用量の削減に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画等の策定と推進

(1) 「環境基本計画2022」の推進	【主要】	①「環境基本計画2022」の策定と推進
		②みたか環境活動推進会議の運営
(2) 「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の推進	【主要】	①「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の策定と推進

2 サステナブル都市への転換に向けた環境施策の推進

(1) サステナブル都市研究の推進	【主要】	①サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進
	【推進】	②環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進
(2) エネルギー施策の推進	【推進】	①新エネルギー（再生可能エネルギー）設備導入の推進
	【推進】	②省エネルギー活動を推進する人財の育成
	【推進】	③公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
		④高効率給湯器の導入の促進

(2)	エネルギー施策の推進		⑤電気自動車(EV)等次世代交通の普及に向けた研究 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
(3)	循環型まちづくりの推進	推進	①リサイクルの推進 ▶「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
		推進	②緑と水の保全 ▶「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照
			③市民活動団体等との協働による環境保全活動の検討・推進

3 環境学習・啓発の推進

(1)	環境学習の推進	推進	①環境学習機会の提供
			②三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
(2)	普及・啓発活動の推進	推進	①環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

4 環境政策の率先行動の展開

(1)	資源エネルギーの有効利用の推進	主要	①公共施設の省エネルギー対策の推進
		主要	②「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進
			③教育施設の省エネルギー対策の推進
			④有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討 ▶「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
			⑤カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
			⑥雨水利用の促進
(2)	環境管理・監査の導入	主要	①環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進
		推進	②環境会計の導入の検討
(3)	公共施設の環境対策の徹底		①PCB(注4) 廃棄物の保管・管理の徹底及び処理
			②アスベスト対策の徹底
(4)	環境に配慮した建設事業の推進		①再生資材等の活用の促進
			②建設廃棄物の抑制及び再利用

5 環境の調査・監視の充実

(1)	情報提供・啓発の推進	主要	①環境に関する情報提供の充実
			②光化学スモッグ情報の適切な提供
			③公害防止に向けた啓発の推進
(2)	発生源対策の強化		①自動車公害対策の推進
			②事業所の公害防止指導
			③アスベスト飛散防止対策
			④公害防止のための設備改善の支援
(3)	監視機能の強化		①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施
			②市内河川の定期的水質調査の実施
			③土壌汚染調査の充実
		主要	④空間放射線量等への対応

6 推進体制の整備

(1) 組織体制の強化	①環境施策推進会議による推進
	②市民・事業者・NPO等との連携の強化
	③関係機関・大学との連携の強化
	④広域的な連携の強化
	⑤国・東京都への要請

(注4) PCB：水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。その毒性が社会問題化したことから、昭和47年以降、製造されていません。

V 主要事業

❖1-(1)-① 「環境基本計画 2022」の策定と推進

「環境基本条例」及び「環境基本計画2022」に基づき、生活環境、文化的環境、自然環境、地球環境などの環境の保全に関する環境の現況の把握と課題の抽出を行い、施策の体系化、環境指標・目標を設定することで、重点施策の提示や推進体制、進行管理方法の明確化を図ります。施策の推進においては、「ごみ処理総合計画2015」「緑と水の基本計画2022」「土地利用総合計画2022」「風景・景観づくり計画2022(仮称)」等の個別計画と整合・連携を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「環境基本計画2022」 の策定と推進	策定、推進	策 定	推 進				

❖1-(2)-① 「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の策定と推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業から排出する温室効果ガスの抑制(事務事業編)及び市内の産業部門、民生部門等からの排出抑制(区域施策編)を目標とした実行計画を策定し、削減目標の達成に向け各対象の特徴を踏まえた実行性のある取り組みを設定し、温室効果ガス排出量の削減を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「地球温暖化対策実行 計画(第3期計画)」 の策定と推進	策定、推進	策 定	推 進			推 進 (30年改定)	推 進

❖2-(1)-① サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進

三鷹まちづくり総合研究所における「サステナブル都市三鷹研究会」での研究を通して、市独自のサステナブル都市の視点として、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の五つに分類し施策を検討します。「サステナブル都市」の実現に向け、低炭素社会をめざした環境配慮型都市を創造するため、緑化の推進や循環型社会の構築のほか、省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大によるエネルギー対策、快適な歩行・自転車走行空間の整備などの交通対策を進め、持続可能な施策を検討・推進します。また、新川市営住宅跡地については、サステナブル都市三鷹のモデル事業となるよう、周辺環境に配慮した高環境で高品質な住環境の確保を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
サステナブル都市実現 に向けた研究と環境に 配慮した施策の推進	推 進	実 施	検 討・ 推 進	推 進			

◆4-(1)-① 公共施設の省エネルギー対策の推進

公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、環境への配慮及びエネルギーの有効活用を図り公共施設の管理適正化を進めます。行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことによって、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
公共施設の省エネルギー対策の推進	推 進	推 進					

◆4-(1)-② 「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進

公共施設の建設・改修時におけるライフサイクルコストの低減を図るため、光熱水費縮減等によるCO₂排出抑制へとつなげる「エネルギーコスト・マネジメント」を研究し、新たなマネジメントサイクルや効果的な省エネルギー活動を進めます。今後の公共施設の整備では、エネルギーコスト・マネジメントの視点を盛り込むとともに、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業では、新ごみ処理施設稼働後の余熱や発電機能を十分に活かしエネルギーの有効活用を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進	推 進	研 究	検 討	推 進			

◆4-(2)-① 環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進

環境に配慮したまちづくりを進めるために、環境センター（平成24年度終了予定）及び市庁舎等のISO14001認証は定期審査・更新審査を受審し、継続的改善を行っていきます。また市の公設公営施設で導入している簡易版環境マネジメントシステムも3年ごとの認定審査を行い、着実な運用を進めます。さらに、教育委員会を中心とした学校版環境マネジメントシステムを構築し、モデル校での実施を踏まえて、全市立小・中学校での実施を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進	推 進	定 期 審 査	更 新 審 査	推 進			

◆5-(1)-① 環境に関する情報提供の充実

◆5-(3)-④ 空間放射線量等への対応

環境に関する報告書の発行及びホームページ等を利用し、大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の環境測定データによる公害発生の状況を情報提供します。原発事故による放射線については、市民の安全確保や情報提供等についての対応を国、東京都へ要請するとともに、状況に応じて、市独自に市民が利用する公共施設の空間放射線量の測定や市立保育園、市立小・中学校の給食食材等の放射性物質の検査等を実施し、市民への情報提供に取り組みます。また、空間放射線量等の測定結果に基づき、状況に応じた洗浄等の対策を講じます。

さらに、環境フォーラム等のイベントを通じて地球環境の保全意識の啓発や公害防止に関する情報提供の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
環境に関する情報提供の充実	充 実	充 実					

VI 推進事業

◆2-(1)-② 環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進

三鷹まちづくり総合研究所等において、創エネ・蓄エネによる低炭素化エネルギーマネジメントや三鷹駅前再開発、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業、東京外かく環状道路整備事業の周辺地区をモデル事業とする環境に配慮したまちづくりを研究します。また、新川市営住宅跡地を活用した環境配慮住宅の開発・推進や使用電力量の見える化、電力のピークシフト（昼発電・蓄電、夜消費）等による、環境、健康、安心の環境配慮型都市をめざしたまちづくりの検討を進めます。

◆2-(2)-① 新エネルギー（再生可能エネルギー）設備導入の推進

地域から地球環境を保全する取り組みを進めるため、市民が石油代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備を導入する際に、経済性の面から普及が十分でないものについて環境基金を活用して助成支援を行い、市全体のエネルギー消費の削減、地球環境への負荷軽減を図ります。

◆2-(2)-② 省エネルギー活動を推進する人材の育成

地球温暖化対策としての省エネルギー活動等の普及のため、市と協働する省エネ活動推進員（仮称）の育成を図ります。省エネルギー活動に興味のある市民を対象に、市が実施する講習会への受講や実践した省エネルギーのノウハウを活かす登録員として、市と協働して普及活動を行います。

◆3-(1)-① 環境学習機会の提供

「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。また、環境フォーラムなど、環境活動を体系的に学習できる講座の開設や、さまざまな学習メニューの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。

◆3-(2)-① 環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

環境基金を活用し、市民、NPO、事業者等が行う高環境の創出をめざして行う先導的な環境活動に対して顕彰を行うほか、NPOなどが実施する環境活動事業への助成や環境ポスター、標語などの募集を行って優秀な作品の顕彰を行うなど、環境活動の支援と啓発を行います。また、環境基金を活用した、新たな支援策を環境基金活用委員会において審議・検討を行います。

◆4-(2)-② 環境会計の導入の検討

市が実施する環境保全のための活動費用とその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定する仕組みを検討します。環境保全費用の管理や環境保全対策事業の費用対効果の分析を行い、効果的な環境保全への取り組みを促進するため、導入手法や時期について検討します。

VI 関連個別計画

- 環境基本計画 2022
- 地球温暖化対策実行計画（第3期計画）



丸池の里

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

市では、これまで新たな分別収集の実施、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの減量・資源化を進めてきました。

また、東京たま広域資源循環組合では、平成18年度から焼却灰の資材化（エコセメント化）（注1）を行い、ふじみ衛生組合では、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルを行うとともに埋立処分対象物も積極的に資源化を図り、最終処分場の延命化に努めています。

環境センターの老朽化に伴う、調布市との共同による新ごみ処理施設整備事業については、ふじみ衛生組合を事業主体として、施設整備基本計画や実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の手続きを経て、平成22年8月、施設建設に着手しました。

今後も、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を持続していきながら、ごみの発生抑制に努めていく必要があります。

（注1）エコセメント：ごみの焼却処理後の焼却灰を原料として製造されたセメントのことです。

施策の方向

持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進には、限りある資源をできる限り有効に利用し、廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ再利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することで、「生産」、「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが求められています。

これまでの取り組みから、市民のライフスタイルの見直しの機運もみられ、さらにごみの減量・資源化が進んでいます。今後も、ごみの減量・資源化施策を徹底し、ごみの発生抑制を進めるため、市民・事業者・市がともに取り組む施策を行いながら、引き続き、分別排出の重要性を啓発し、資源物の量や質の向上を図り、さらなるごみの減量・資源化に取り組めます。

また、まちの美観を維持し、快適な生活環境を保っていくため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、市民との協働による啓発活動、他のパトロール業務との連携により、身近なところからまちの美化を推進していきます。

新ごみ処理施設整備については、両市の市民の意見を踏まえて、平成25年度の施設稼働をめざすとともに、安全安心で効率的な施設運営を進めます。

施設稼働後は、その発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）等で積極的活用を図ります。

不燃物処理資源化施設（ふじみ衛生組合立リサイクルセンター）については、設備等更新計画を策定し、施設の改修・更新を検討していきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
1人1日あたりのごみ総排出量	743 g	727 g	725 g	減量

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。総排出量とは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められる資源物を合わせたすべての排出物の総量です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
最終処分場に埋め立てるごみの量	0m ³	0m ³	0m ³	0m ³

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。ごみの減量・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化、新ごみ処理施設での不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、ごみの減量・資源化施策に協力し、ごみの分別の徹底や生ごみの水きりなど生活者として協力できること、無理なく毎日続けられることを基本に4R（リデュース=ごみの発生抑制、リユース=資源の再利用、リサイクル=再資源化、リフューズ=不要なものは断る）を意識したライフスタイルの実践に努めます。
- 事業者は、地域活動の主体としての意識を持ち、生産・流通・販売の各工程においてごみとなるものの発生を抑制し、環境に配慮した事業活動に努めます。

市の役割

- 市は、循環型社会の形成に向け、適正なごみの処理を行うとともに、ごみの減量・資源化施策を徹底します。
- 市は、ごみの発生抑制推進のため、市民・事業者が協働で取り組む活動をコーディネートし、支援していきます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

主要：主要事業 推進：推進事業

1 計画等の改定と推進

(1) 「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進	主要	①「ごみ処理総合計画2015」の改定と推進
(2) 新ごみ処理施設の整備	主要	①新ごみ処理施設の整備と適切な運営

2 ごみの発生・排出抑制

(1) 発生・排出抑制施策の拡充	主要	①発生抑制のための仕組みづくり
	推進	②拡大生産者責任の明確化
		③有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討
		④過剰包装・使い捨て商品の抑制
		⑤事業系ごみの減量・資源化の推進

3 啓発活動の推進

(1) 啓発活動の展開		①啓発活動の強化
		②ごみ減量等推進員・地域住民との連携の強化
		③情報提供の充実
		④市民活動の支援
(2) 環境学習・消費者教育等の推進		①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実

4 リサイクルの推進

(1) リユース施策の拡充		①リユース推進事業の支援
		②リサイクル市民工房の充実

(2)	リサイクル施策の拡充	推進	①資源物収集への取り組みの強化充実
			②集団回収の拡充

5 収集・運搬体制の整備

(1)	収集・運搬体制の整備	推進	①分別収集の強化充実
		推進	②ごみ出しルール徹底の取り組み
			③ふれあいサポートの充実

6 中間処理の推進

(1)	環境センターの適切な運営	推進	①環境センターの適切な運営と安全な閉鎖
(2)	リサイクルセンターの整備・充実	主要	①ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討
			②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進

7 最終処分場の負荷軽減

(1)	最終処分場の延命化		①焼却灰の資源化の推進
			②ごみの減量・資源化の推進

8 生活環境の維持とまち美化の推進

(1)	生活環境の維持とまち美化の推進	推進	①まち美化の推進
-----	-----------------	----	----------

9 推進体制の整備

(1)	推進体制の強化		①市民・関係団体・事業者等との連携強化
			②広域的な連携強化

V 主要事業

◆1-(1)-① 「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進

持続可能な循環型社会を形成するため、基本となる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方を踏まえ、循環資源のリユースやリサイクル、拡大生産者責任の明確化及びごみ処理の効率化等を推進します。また、ごみの減量・資源化のため、「生ごみの水きりの徹底」など、より実践的な方法の提示やごみの発生抑制に向けた取り組みを行うことを目的とした「みたか530（ゴミゼロ）プロジェクト・チーム」をごみ減量等推進会議の中に設置するなど、「ごみ処理総合計画 2015」を改定、推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「ごみ処理総合計画 2015」の改定と推進	改定、推進	改定	推進	→		ごみ処理総合計画 2022の策定	→

◆1-(2)-① 新ごみ処理施設の整備と適切な運営

新ごみ処理施設については、平成25年度の施設稼働に向け、ふじみ衛生組合を事業主体として、新ごみ処理施設建設工事を推進するとともに、環境影響評価事後調査を実施するなど、環境と安全に配慮した施設づくりを進めます。

また、「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会」や「ふじみ衛生組合地元協議会」など三鷹市民及び調布市民の意見を踏まえ、安全で効率的な運営を行います。

なお、運営にあたっては、収集品目の統一化や持ち込みごみ処理手数料の見直しなどについて、ふじみ衛生

組合及び調布市と協議を進めます。

施設稼働後は、その余熱や発電機能を十分に活かし、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)等での積極的な活用を図るとともに新ごみ処理施設の環境学習機能及びふれあい機能の拡充を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
新ごみ処理施設の整備 と適切な運営 (一部事務組合事業)	環境に配慮した安全 で効率的な運営	建 設	竣 工	運 営		→	

◆2-(1)-① 発生抑制のための仕組みづくり

ごみの発生・排出を抑制することを目的に、ごみ減量等推進会議の中に「みたか530(ゴミゼロ)プロジェクト・チーム」を設置し、レジ袋削減への取り組み、リサイクル協力店制度の活用の推進などの取り組みを検討し、実施します。

また、引き続き、ごみの減量・資源化推進への啓発活動を拡充するため、ごみ減量等推進員が地域でのごみ減量の先導役として、さらに活躍する場を拡大していきます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
発生抑制のための仕組みづくり	「みたか530(ゴミゼロ)プロジェクト・チーム」による発生抑制の取り組みの実施		リ の 組 み の 設 置 及 び 検 討 ・ 実 施 的 な 取 組 み			→	

◆6-(2)-① ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

リサイクルセンターの安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画を策定し、それに基づき必要な施設設備の改修を行うとともに、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、建替えを含めた長期的な計画を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討 (一部事務組合事業)	ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの安定稼働	設 備 等 更 新 計 画 (既 存 設 施 の 策 定	施 設 設 備 の 改 修			→	

VI 推進事業

◆2-(1)-② 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」を求め、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすることなどを要請します。

◆4-(2)-① 資源物収集への取り組みの強化充実

「ごみ処理総合計画2015」の改定に伴う、新たなリサイクル率等の目標達成に向け、容器包装リサイクル

法に基づいた施策の展開を図ります。特にプラスチック類については、容器包装リサイクル法による資源化をさらに推進するとともに、資源化できないプラスチックについては、熱エネルギーの積極的な有効利用を図るため、新ごみ処理施設で熱回収を行います。

また、行政収集に出された資源物の持ち去りを防止し、適切な資源化を図るため、罰則規定を盛り込んだ条例の改正を行います。

◆5-(1)-① 分別収集の強化充実

さらなるごみの減量・資源化を推進するため、リサイクルカレンダー、広報みたか、ホームページなどで分別方法や家庭から排出された後のごみの行方などを情報提供することで、分別の重要性を理解してもらい、分別収集の強化充実を図ります。また、現在ステーション収集を行っている空きびん・空き缶について戸別収集を実施します。

◆5-(1)-② ごみ出しルール徹底の取り組み

収集日や分別ルールが徹底されない地域、住民に対して直接排出指導を行い、市民、事業者理解と協力を求め、ごみ出しルールの向上をめざします。

◆6-(1)-① 環境センターの適切な運営と安全な閉鎖

新ごみ処理施設稼働まで、必要に応じた維持・補修などを行い、環境マネジメントシステムに基づいた安全で安定的な運営に努めます。また、新ごみ処理施設稼働後は現焼却施設を安全に停止し、跡地については、利活用の方法を検討します。

◆8-(1)-① まち美化の推進

市民の快適な生活環境のため、引き続き、まちの美化に対する取り組みを推進します。ごみ減量等推進員とともに、たばこのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、マナーやモラルの向上を図ります。環境指導員（美化パトロール）による、不法投棄の調査や撤去、ごみの出し方に関する指導などを推進し、さらに道路パトロール・公園パトロールと連携を強化することで、さらなるまちの美化を推進します。また、市民の日常的清掃活動や市とのパートナーシップによるみちパートナーや公園ボランティアの活動も支援していきます。違反広告物撤去活動員と協働し、違反広告物の撤去を進め、まち美観の維持に努めます。

Ⅵ 関連個別計画

- ごみ処理総合計画 2015（改定）



新ごみ処理施設（ふじみ衛生組合）

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

上水道については、水資源の安定的な確保と渇水時等における安定供給に加え、市民サービスの維持・向上を図るため、東京都からの受託水道事業として配水管の耐震化や効率的な配水管網の整備などに取り組んで来ました。事務委託方式は、平成23年度末までにすべて解消する方針を定めていますが、その後も市民サービスの低下を招くことのないよう円滑な移行を図ることが課題です。

下水道については、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の下水道整備を達成しましたが、近年、全国各地で発生している大規模地震や局所的な集中豪雨による浸水被害、環境保全型社会への転換など、下水道事業の新たな課題への対応が求められています。災害に強い下水道をめざし、平成17年9月の集中豪雨による被害等を踏まえ浸水被害が多く発生した地区を中心に都市型水害対策に取り組むとともに、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を推進してきました。さらに、合流式下水道の環境改善対策として雨天時における河川への汚濁負荷を削減し、水環境の向上を図っています。

整備してから約40年が経過する下水道施設を計画的に改築・更新するとともに、費用対効果や水質向上等の観点からも、三鷹市の単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入を推進し、安定した下水道経営と下水道サービスの提供を維持していくことが課題です。

施策の方向

東京都とともにより安全で良質な水の安定供給を進め、漏水防止対策を強化するとともに、水利用の効率性を高め、耐震強度の高い水道管に布設替えるなどライフラインの整備を強化します。さらに、非常用の飲料水を確保するため応急給水体制の充実を図り、震災に強い体制づくりを進めます。

引き続き災害に強い下水道をめざし、施設の地震対策を推進するとともに、河川や下水道への雨水の流出を抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ります。また、老朽化した下水道施設の効率的かつ経済的な改築・更新を計画的に進めるとともに、平成21年7月に東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」との整合を図りながら、編入に向けて関係機関との協議を進めます。加えて、東部水再生センター(注1)を適正に維持管理し、編入までの延命化を図ります。さまざまな課題への対応は、下水道経営にも影響を与えることから、今後の事業計画や使用料の見直しの検討も視野に入れつつ経営の見通し等を明らかにし、中長期的なビジョンを示した「下水道経営計画(仮称)」を策定し、計画的かつ効率的な事業運営、健全な下水道経営による下水道サービスの充実に努めます。

(注1) 平成24年4月1日から「東部下水処理場」の施設名称を、「東部水再生センター」に変更します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
防災拠点周辺の下水道施設耐震化数	10施設	28施設	36施設	44施設

「地域防災計画」に位置付けられた学校等避難所となる防災拠点周辺の下水道施設の耐震化指標です。「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づいて、マンホールと下水道管渠との接合部を柔軟構造に改良するなどの地震対策整備に取り組めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
雨水浸透ますの設置数	51,537基	59,500基	67,500基	75,500基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透の促進と下水道への流出抑制を図ります。

III 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民及び事業者は、浸水被害を軽減し、地下水の保全を図るため、敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透と河川や下水道本管への雨水の流出抑制に努めます。
- 市民及び事業者は、節水に努め、下水道の汚濁負荷の抑制と下水処理に係る電力等の資源の枯渇防止に貢献します。

市の役割

- 市は、事務委託解消後も、市民サービスの低下を招くことのないよう東京都水道局との連携を図ります。
- 市は、災害時等に備えた応急給水体制の整備に努めます。
- 市は、ホームページ等を通して、雨水浸透施設の有効性や支援制度をPRし、雨水浸透施設の普及に努めます。
- 市は、中高層建築物や開発行為の指導要綱に基づき、雨水浸透施設の設置や下水道施設の耐震化等の指導を行います。
- 市は、工場や事業場等の事業者に対し、水質管理の指導を行い有害物質の下水道への流出を防止します。
- 市は、河川等の環境保全を図るため、下水道の水質検査、水質調査を実施します。

IV 施策・主要事業の体系

主要：主要事業 **推進**：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)	「下水道経営計画（仮称）」の策定	主要	①「下水道経営計画（仮称）」の策定
(2)	「下水道再生計画（下水道長寿命化計画）（仮称）」の策定	主要	①「下水道再生計画（下水道長寿命化計画）（仮称）」の策定と推進

2 下水道施設の整備

(1)	災害対策の推進	主要	①「下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）」の推進
		主要	②都市型水害対策の推進
		主要	③井の頭ポンプ場の災害対策の推進
			④陶製取付管の管種変更の促進
(2)	適正な維持管理	主要	①東部水再生センターの延命化
			②下水道管の調査と補修
			③ポンプ場施設の計画的な設備更新
(3)	合流式下水道改善の推進	主要	①「合流式下水道改善計画」の推進
			②スクリーン等の設置
			③分流式下水道の拡大
			④雨水放流堰の改善

3 雨水の地下浸透の推進

(1)	雨水浸透施設の設置	主要	①雨水浸透ますの設置の推進
			②「雨水貯留浸透施設」の設置の推進
			③公共施設（道路等）における雨水浸透施設の設置の促進

4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備計画」との整合化

(1) 市内処理区の再編成	主要	①東部処理区の流域下水道への編入の推進
---------------	----	---------------------

5 下水処理の適正化

(1) 施設の適正な維持管理の推進		①東部水再生センター等の適正な維持管理
(2) 情報提供・啓発の推進	主要	①環境に関する情報提供の充実 ▶「第4部-第1 環境保全の推進」参照

6 節水型都市づくりの推進

(1) 雨水の有効利用の推進		①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の整備の誘導
		②公共施設における雨水利用の推進
		③雨水小型貯留槽の設置の促進
(2) 節水意識の高揚と節水器具の普及		①節水器具の普及促進

7 上水道施設の災害対策の推進

(1) 震災対策の推進	推進	①経年管（配水管）の取り替えによる耐震性の向上
	推進	②初期ダクタイル管の取り替えによる耐震性の向上
	推進	③耐震継手化事業の推進
(2) 消防水利の確立		①防火貯水槽の整備 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照

8 都営水道事業の事務委託解消後の体制整備

(1) 都営水道事業の事務委託解消後の体制整備	推進	①都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み
	推進	②市民サービスを維持継続する窓口体制の構築
	推進	③委託解消後の東京都との連携強化
		④非常時の応急給水体制の確立 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照

V 主要事業

◆1-(1)-① 「下水道経営計画（仮称）」の策定

下水道事業の今後の事業計画、経営見通し等を明らかにし、中期的なビジョンを示した「下水道経営計画（仮称）」を策定します。この計画により、安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的な事業の推進と効果的・効率的な事業の推進を図ります。

策定にあたっては、東部処理区の流域下水道への編入、下水道長寿命化計画（仮称）等のさまざまな課題も含めて、健全な下水道経営の視点から調査・検討をするとともに、計画素案を「使用料等審議会」に報告することにより、市民の意見を反映しながら検討を進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「下水道経営計画（仮称）」の策定	計画の策定、推進		検 調 査 ・	計 画 策 定	推 進	→	

❖1-(2)-① 「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定と推進

昭和48年の下水道整備100%達成以来38年以上が経過し、管渠、ポンプ場等の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント手法による効果的・効率的な計画を作成し、施設の改築・更新を実施します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定と推進	管更生			策定 基本 計画	第 一 次 策 定	管更生 (27～31第一次)	第二次計画策定 管更生 (32～第二次)

❖2-(1)-① 「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、下水道施設に大きな被害が発生し下水道地震対策整備の重要性を再認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざして、平成20年度に策定した「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」に基づき、防災拠点周辺等の下水道施設の地震対策整備に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「下水道再生計画(下水道地震対策整備計画)」の推進 (事業費：約3億3千万円)	57施設	5 施設	8 施設	7 施設	3 施設	12施設	12施設

❖2-(1)-② 都市型水害対策の推進

近年、多発する集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水管・雨水貯留管」等を整備するとともに、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する「道路雨水貯留浸透施設」を設置します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
都市型水害対策の推進 (事業費：約7億6千万円)	道路雨水貯留浸透施設の整備	整 備	→			整 備	→
	雨水貯留管の整備	整 備	→				
	雨水管の整備	整 備	→				

❖2-(1)-③ 井の頭ポンプ場の災害対策の推進

老朽化したポンプ場の計画的な維持・保全を行うために建物の補強工事を実施するとともに、災害時等の停電に備えて自家発電機を設置するなどの防災対策に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
井の頭ポンプ場の災害対策の推進	ポンプ場の災害対策		設 計	自 家 発 電 機 設 置 工 事		耐震工事	

❖2-(2)-① 東部水再生センターの延命化

単独処理区の終末処理場である東部水再生センターは、平成21年7月に東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に流域下水道へ編入することが位置付けられました。

しかしながら、東部水再生センターは昭和43年に運転開始して以来40年以上を経過し、老朽化が進んでいることから、流域編入に至るまでの適切な維持、管理を行うため、機械・電気設備等に係る延命化工事に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
東部水再生センターの延命化	維持管理等工事 (設計委託含む)		調 査	→	工 事 ・ 設 計	→	

◆2-(3)-① 「合流式下水道改善計画」の推進

合流式下水道は雨天時に雨水吐き室やポンプ場より希釈された下水が公共水域に流出し、河川・湖沼・海域などの水質のみならず衛生面・景観に影響を与えています。市域の約8割を占める合流式下水道について、平成16年度に策定した「合流式下水道改善計画(平成21年度見直し)」に基づき、雨水浸透施設等や「きょう雑物の削減対策」としてスクリーン等を設置します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「合流式下水道改善計画」の推進 (事業費：約2億3千万円)	スクリーン等の設置	16 か 所	16 か 所	16 か 所			
	雨水浸透施設等の整備	整 備	→				

◆3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の推進

環境保全型都市をめざし、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置の促進を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
雨水浸透ますの設置の推進	75,500基(累計)	2, 0 0 0 基	2, 0 0 0 基	2, 0 0 0 基	2, 0 0 0 基	8,000基	8,000基

◆4-(1)-① 東部処理区の流域下水道への編入の推進

平成21年7月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置付けられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い実施に向けて取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
東部処理区の流域下水道への編入の推進	東部下水処理区の多摩川・荒川等流域下水道への編入の推進	協 議	関 係 機 関	→	基 本 合 意	編入の推進	→

VI 推進事業

◆7-(1)-① 経年管(配水管) 取り替えによる耐震性の向上

震災時にも安定した給水を確保するため、東京都水道局の「東京水道経営プラン2010」に基づき、昭和47年度以前に布設された経年配水管(普通鋳鉄製配水管)をより耐震強度の高いダクタイル鋳鉄管に布設替えを行います。延長31,932mを平成17年度から平成25年度(平成24年度からは東京都)の予定で実施します。

◆7-(1)-② 初期ダクタイトイル管の取り替えによる耐震性の向上

震災時にも安定した給水を確保するため、初期ダクタイトイル管（昭和30年代から40年代に布設されたダクタイトイル铸铁管の直管と高級铸铁管の異形管が混在している路線）をより耐震強度の高いダクタイトイル铸铁管に布設替えします。延長13,843mを平成21年度から平成30年度（平成24年度からは東京都）の予定で実施します。

◆7-(1)-③ 耐震継手化事業の推進

震災時の断水被害を最小限に抑え、平常給水に復旧するまでの日数を短縮することをめざしてダクタイトイル铸铁管の耐震継手化を進めます。経年管、初期ダクタイトイル管のほか、昭和54年以前に布設された耐震継手化されていないダクタイトイル铸铁管の延長15,763mを耐震継手管に布設替えします。平成23年度から着手し、平成31年度まで（平成24年度からは東京都）の予定で実施します。

◆8-(1)-① 都営水道事業の事務委託解消に向けた取り組み

◆8-(1)-② 市民サービスを維持継続する窓口体制の構築

◆8-(1)-③ 委託解消後の東京都との連携強化

事務委託方式を平成23年度末までにすべて解消し、水道事業を東京都水道局に移行します。平成22年6月25日に締結した「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」に基づき、施設管理系及び給水装置系業務の移行に向けた作業を進めるとともに、市民サービスや事業等の継続性に配慮した窓口対応のあり方を検討し、委託解消後の東京都及び関係機関との連携の強化を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

- 下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）
- 合流式下水道改善計画
- 地域防災計画



国立天文台の自然